野々市市長　粟　　　貴　章　宛

誓　約　書

第１・２・３・４すがはらクラブ後任事業者選定募集要領に基づき、下記のとおり誓約します。

記

１　本法人（役員等含む）が、次のいずれにも該当しないこと。

　（１）野々市市暴力団排除条例（平成24年３月21日条例第13号。以下「条例」と言う。）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」と言う。）であると認められる。

　（２）条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」と言う。）であると認められる。

　（３）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

　（４）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。

　（５）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。

　（６）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

　（７）売買契約やその他の契約にあたり、その相手方が（１）から（６）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。

２　各提出書類記載事項等に虚偽はないこと。

３　本事業を実施するに当たり、野々市市及び利用者又は近隣住民等に対して虚偽その他不正、不誠実な行為、発言等は一切行わないこと。

４　本法人（役員等含む）は、租税の滞納はなく、民事再生法による再生手続、破産法による破産手続きの開始決定を受けておらず、安定した放課後児童クラブ運営を行うこと。

５　隣接者等に対し、真摯に対応すること。

６　児童一人一人の心身の発育や発達状況に対応し、放課後児童健全育成事業に係る関係法令等を遵守し放課後児童クラブを運営すること。

７　保護者等から苦情があった場合（野々市市、関係機関を介した苦情含む）には、迅速かつ適切に対応すること。

８　事業実施場所において、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動又は政治上の主義を推進することを目的とする活動は行わないこと。

９　事業実施に際して、事業に関する各種法令例規を遵守するとともに、野々市市からの指導、助言に従うこと。

年　　月　　日

所　在　地

法　人　名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印